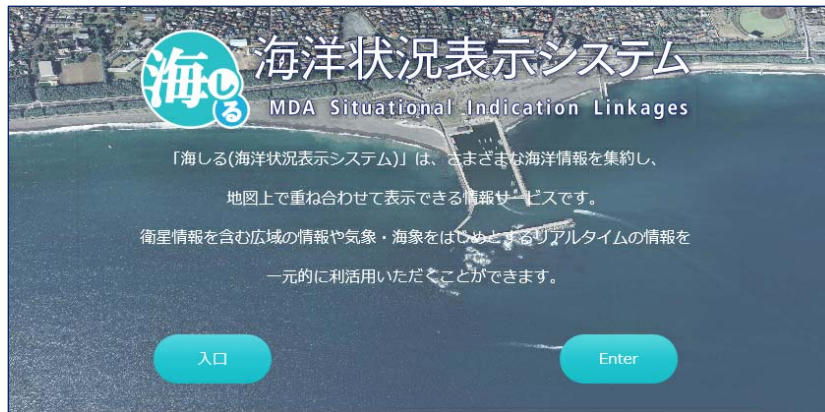


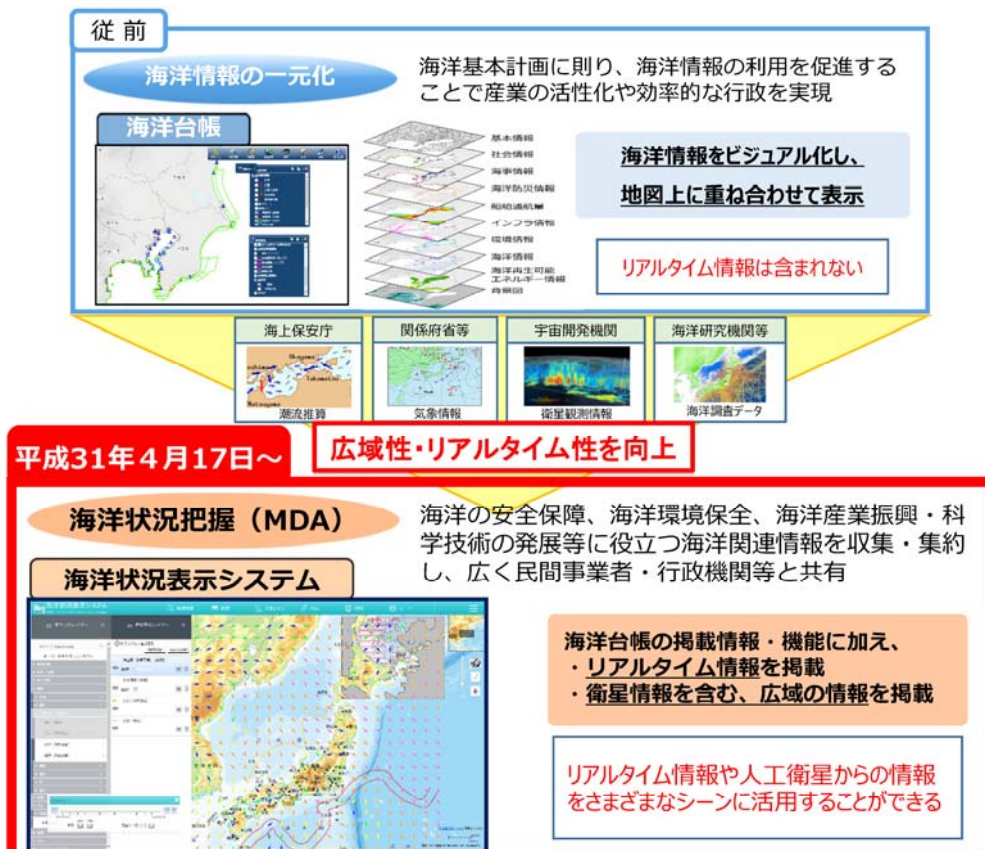
2 海洋状況表示システムの運用開始

平成 28 年 7 月に総合海洋政策本部で決定された「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」や平成 30 年 5 月に閣議決定された「第 3 期海洋基本計画」等に基づき、海上保安庁では、平成 31 年 4 月 17 日、“海の今を知るために”様々な海洋情報を一元的に集約・共有する情報サービス「海洋状況表示システム(愛称:海しる)」の運用を開始しました。



海洋状況表示システム(海しる)トップページ <https://www.msil.go.jp/>

「海しる」は、海上保安庁が運用してきた、我が国周辺の海洋情報を地図上で重ね合わせ表示できる情報サービス「海洋台帳」の技術を活用し構築しています。「海しる」は、内閣府の総合調整の下、関係府省及び政府関係機関が保有する様々な海洋情報を新たに加え、日本の周辺海域のみならず、衛星情報を含む広域の情報や、気象・海象のようなリアルタイムの情報も含め 200 項目以上の情報を掲載しています。



「海洋台帳」から「海洋状況表示システム(海しる)」へ

これら様々な海洋情報を船舶運航管理や漁業、防災、海洋開発などの利用目的に合わせ、地図上に重ね合わせて表示することで、これまで認知していなかった情報にも触れることができ、また、より迅速かつ効果的に情報を入力することができるようになります。

これにより、生産性の向上や新たな産業の掘り起こしに寄与するほか、マリンレジャーにおける安全性の向上など幅広い分野で活用されることが期待されます。

4月17日に開催した運用開始式では、重田内閣府総合海洋政策推進事務局長など多数の関係府省庁出席の中、石井国土交通大臣が『海しる』を活用し、海の今を知り、海をより良く利用することが海洋国家として更なる発展の推進力となる」と挨拶しました。また、岩並海上保安庁長官が運用開始に当たり各関係機関へ協力の感謝とともに、『海しる』の存在を多くの方に知っていただき、活用していただくために、運用開始に係る周知活動を積極的に実施し、収集・提供する情報の充実や活用の利便性の向上に努めていく」と述べました。



運用開始ボタンを押下する石井国土交通大臣

海上保安庁は、今後「海しる」の周知活動を積極的に行い、また、利用者からのニーズの高い情報を把握するとともに、関係機関との更なる連携を通じ、掲載情報を充実させていきます。

3 海洋プラスチックごみ問題への対応

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしています。また、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっており国際的な関心が高まっています。

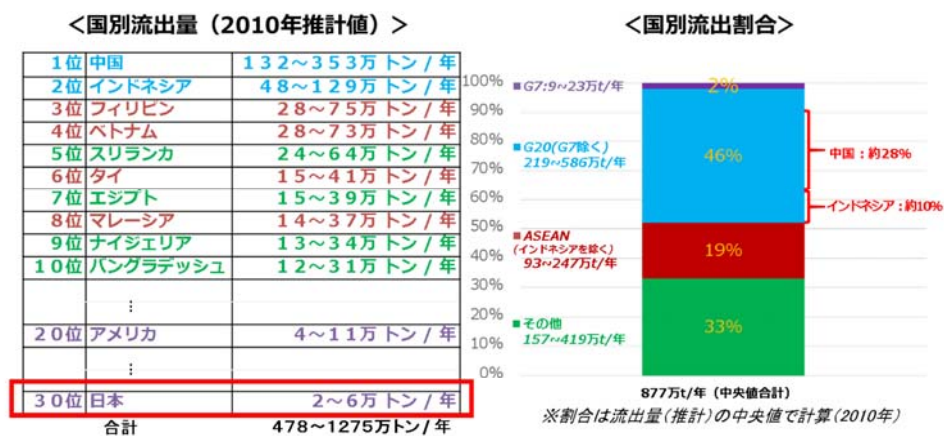


海岸に漂着した海洋ごみの状況

海洋プラスチックごみによる海洋汚染は地球規模で広がっており、北極や南極においてもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もあります。また、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を超えるという試算のほか、海洋プラスチックごみの主要排出源は東アジア地域及び東南アジア地域であるという推計もあることから、開発途上国を含む世界全体で対処する必要があります。

世界の海洋プラスチックごみ流出の実態

- 年間約500万～1300万トン流出との推計
- 中国及び東南アジアからの流出が多い



（出典）Jambeckら：Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015)

※一研究者による人口、経済規模等のデータからの推計。温室効果ガスの場合とは異なり、国際合意のある統計は、現状では存在せず、科学的知見の収集が急務。

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量の推計

こうした海洋プラスチックごみ問題に関して、国際的には、平成 27 年の持続可能な開発目標(SDGs)では海洋ごみの削減がターゲットの一つに掲げられました。また、平成 30 年 9 月に開催された G7 ハリファックス環境・海洋・エネルギー大臣会合では「海洋プラスチックごみに対処するための G7 イノベーションチャレンジ」が採択され、平成 31 年 3 月の国連環境総会では「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」に関する決議が採択されました。

我が国は、これまで 3R イニシアティブやアジア太平洋 3R 推進フォーラムを始め、世界の資源循環戦略の取組を牽引してきました。こうして積み重ねてきた実績・経験を生かし、我が国発の技術・イノベーション及びソフト・ハードの環境インフラを積極的に海外展開し、世界全体の海洋プラスチックごみ流出の実効的な削減と 3R・適正処理の推進に最大限貢献することが求められます。この一環として、平成 30 年 9



ベトナム共和国での海洋政策セミナー

月にベトナム共和国で内閣府特命担当大臣（海洋政策担当）とベトナム天然資源・環境大臣との共催で「海洋政策セミナー」を開催し、海洋の環境問題等に関して日本の知見と経験を共有しました。

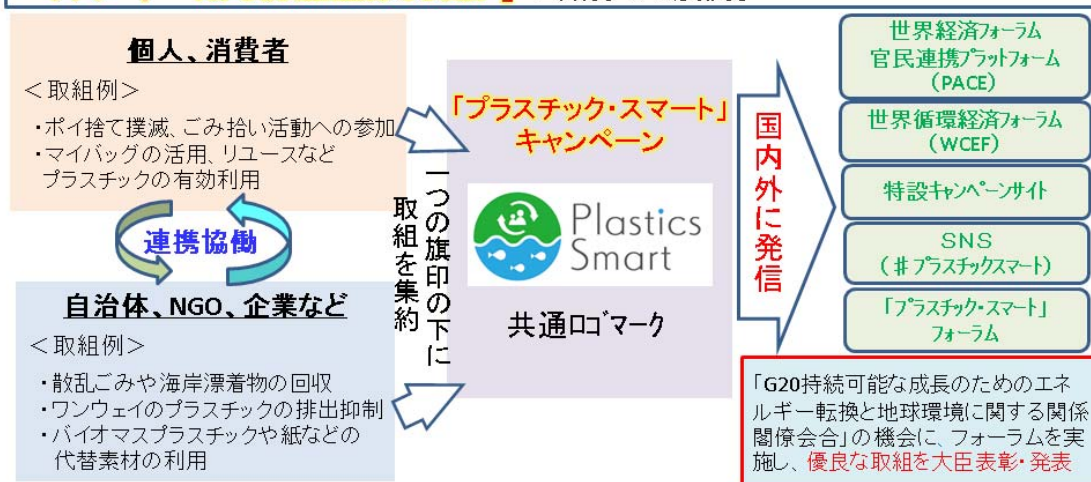
国内では、令和元年 6 月に我が国が議長国として開催した G20 大阪サミットにおいてリーダーシップを発揮することを念頭に、海洋プラスチックごみ問題への対策の検討・議論を強力に進め、令和元年 5 月末に、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）に基づく「プラスチック資源循環戦略」の策定、平成 30 年 6 月に改正された

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号)を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更、さらには、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指すための我が国の具体的な取組を取りまとめた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定を行いました。

問題の解決には、あらゆる普及啓発・広報を通じて海洋プラスチックごみ汚染の実態の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成することが必要です。環境省では、個人・地方公共団体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して「プラスチックとの賢い付き合い方」を進めることを後押しするため、平成 30 年 10 月に「プラスチック・スマート」キャンペーンを立ち上げ、さらに平成 31 年 1 月に「プラスチック・スマート」フォーラムを立ち上げました。この中で、個人・NGO・行政・企業などの取組を募集し、登録された事例を国内外に発信するとともに、キャンペーンに参加した企業・団体を始め、海洋プラスチックごみ問題に取り組む多くの企業・団体の対話・交流を促進するなど、世界的な海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて取り組んでいます。

「プラスチック・スマート」キャンペーン

- 海洋プラスチック問題の解決に向けては、消費者を始め自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印の下に連携協働して取組を進めることが必要。
- このため、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、 unnecessary ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信していくキャンペーンを「**プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-**」と銘打って展開。



「プラスチック・スマート」キャンペーンの概要

4 大和堆周辺海域における外国漁船への対応

日本海の大和堆周辺海域等は、我が国の漁業者によりイカ釣り漁業、カニかご漁業、底びき網漁業が行われており、重要な漁場となっていますが、近年、特にイカの漁場が形成される 6 月から 12 月にかけて、同水域周辺で北朝鮮漁船等による違法操業が確認されています。

水産庁及び海上保安庁は、我が国の漁船の安全操業の確保を第一に、イカ釣り漁業の漁期前の5月から大型船を含む複数の漁業取締船や巡視船を同水域に重点的に配備し、平成30年の退去警告隻数は延べ7,028隻(水産庁5,315隻、海上保安庁1,713隻)に及び、そのうち延べ2,571隻(水産庁2,058隻、海上保安庁513隻)に対し放水を行いました。



北朝鮮漁船に放水する漁業取締船



放水を受ける北朝鮮漁船



北朝鮮漁船に退去警告する海上保安官



北朝鮮漁船に放水する巡視船

これらの対応により、平成30年においては、北朝鮮漁船等の大和堆周辺海域への接近を許しませんでした。今後も、関係省庁が連携して北朝鮮漁船等に対処していきます。

5 自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた海上保安庁の取組

海上保安庁は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進という政府方針の下、法の支配に基づく海洋秩序維持のための取組として、海洋における「法の支配」の重要性の共有を推進するため諸外国の海上保安機関との連携強化を図るとともに、各国海上保安機関の能力向上支援や人材育成支援を推進しています。

(1) 巡視船「えちご」オーストラリア・ダーウィン寄港

東南アジア海域等における海賊対策のため平成30年10月30日から約1か月間、巡視船「えちご」をオーストラリア及びフィリピンに派遣しました。

派遣中は、公海上でのしょう戒を実施したほか、寄港地での関係機関との連携訓練・意見交換等を通じて海上法執行能力の向上及び各国との連携・協力関係の強化を図り、インド太平洋海域の法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の強化に寄与しました。

この派遣の中で11月14日から17日の間、巡視船「えちご」はオーストラリアのダーウィンに寄港し、11月16日には海上保安庁とオーストラリア国境警備隊との間で、越境犯罪対策や人材育成及び情報共有の面で協力を推進していくことを確認する協力文書を交換しました。

また、ダーウィン寄港に合わせ安倍内閣総理大臣が巡視船「えちご」を訪船し、「法の支配に基づく『自由で開かれたインド太平洋』を世界の海で体現してもらいたい」、「海上保安庁のシンボルマークであるコンパスマークに示されているとおり、平和で豊かな海を実現するため、世界の海上保安機関の羅針盤となってもらいたい」と訓示しました。



協力文書交換式



安倍内閣総理大臣による訓示

(2) モバイルコーポレーションチームによる能力向上支援

近年、アジアを始めとする各国では海上保安機関が相次いで設立されており、技術指導の支援要請について質的向上、量的増加が求められていることから、海上保安庁では、平成29年10月、能力向上支援の専従部門である「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム(MCT)」を、7名体制で発足させ、平成30年度には9か国に14回職員を派遣しました。

平成31年1月にはパラオ共和国にMCT職員を派遣し、パラオ海上法執行部職員に対して船舶運航に関する安全管理の講義や逮捕術の技術指導を行い、海上法執行能力向上に大きく貢献しました。



パラオ海上法令執行部職員への技術指導